

職業実践専門課程の基本情報について

学校名		設置認可年月日		校長名		所在地															
大原保育医療福祉専門学校熊本校		平成28年3月14日		三好 康弘		〒860-0047 熊本県熊本市西区春日2丁目2-35 (電話) 096-327-5500															
設置者名		設立認可年月日		代表者名		所在地															
学校法人大原学園		昭和54年4月1日		中川 和久		〒101-0065 東京都千代田区西神田1丁目2番10号 (電話) 03-3291-0151															
分野	認定課程名	認定学科名				専門士	高度専門士														
教育・社会福祉	教育・社会福祉専門課程	介護福祉学科				平成29年文部科学省告示第二十九号	-														
学科の目的	本学科は教育基本法および学校教育法に基づき、厚生労働大臣指定のもと、介護福祉施設等と連携し、実習を通して介護技術に関する高度な知識・技術を習得し、介護福祉士国家資格を取得することを目的とする。具体的には、介護職に必要な介護方法、介護の意義、社会背景、自立支援等の知識・技術に関する教育を施し、人格の陶冶を行い、介護職に必要な実践的かつ専門的な能力を育成することを目的とする。																				
認定年月日	平成31年3月5日																				
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数	講義	演習	実習	実験	実技														
2年	昼間	2,044時間	1,278時間	850時間	456時間	0時間	0時間														
生徒総定員	生徒実員	留学生数(生徒実員の内)	専任教員数	兼任教員数	総教員数																
60人	15	0人	3人	1人	4人																
学期制度	前期:4月1日～9月30日 後期:10月1日～3月31日			成績評価																	
長期休み	■夏季:7月下旬～8月下旬(4週間) ■冬季:12月下旬～1月上旬(2週間) ■春季:3月下旬～4月上旬(2週間)			卒業・進級条件																	
学修支援等	■クラス担任制: 有 ■個別相談・指導等の対応 ○無断欠席の場合、電話連絡。 ○本人、保護者、担任による三者面談等により指導を行います。			課外活動		■課外活動の種類 スポーツフェスティバル、フレッシュマン研修、学園祭等															
就職等の状況※2	■主な就職先、業界等(平成30年度卒業生) 介護施設 等			主な学修成果(資格・検定等)※3		■サークル活動: 有															
	■就職指導内容 ○担任による本人の適性に合った、就職先・職種のマッチング ○入学時から卒業時までの計画的・組織的な就職カリキュラ					■国家資格・検定/その他・民間検定等 (平成30年度卒業生に関する令和元年5月1日時点の情報)															
		■卒業者数: 6人				<table border="1"> <thead> <tr> <th>資格・検定名</th> <th>種</th> <th>受験者数</th> <th>合格者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護福祉士 国家試験</td> <td>②</td> <td>6人</td> <td>6人</td> </tr> <tr> <td>日本ビジネス技能検定協会主催漢字能力検定試験2級</td> <td>③</td> <td>6人</td> <td>6人</td> </tr> </tbody> </table>				資格・検定名	種	受験者数	合格者数	介護福祉士 国家試験	②	6人	6人	日本ビジネス技能検定協会主催漢字能力検定試験2級	③	6人	6人
資格・検定名	種	受験者数	合格者数																		
介護福祉士 国家試験	②	6人	6人																		
日本ビジネス技能検定協会主催漢字能力検定試験2級	③	6人	6人																		
		■就職希望者数: 5人				※種別の欄には、各資格・検定について、以下の①～③のいずれかに該当するか記載する。 ①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの ②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの ③その他(民間検定等)															
		■就職者数: 5人				■自由記述欄															
		■就職率: 100%																			
		■卒業者に占める就職者の割合: 83%																			
		■その他 ・アルバイト: 1人																			
		(平成30年度卒業生に関する令和元年5月1日時点の情報)																			
中途退学の現状	■中途退学者: 2名		■中退率: 13%		平成30年4月1日時点において、在学者15名(平成30年4月1日入学者を含む) 平成31年3月31日時点において、在学者13名(平成31年3月31日卒業生を含む)																
		■中途退学の実態		○学校生活への不適合・体調不良等																	
		■中退防止・中退者支援のための取組		○目標・目的意識の再確認、指導 ○本人、保護者、担任による三者面談等による指導 ○本人、保護者、教務主任、担任による面談等による指導																	
経済的支援制度	■学校独自の奨学金・授業料等減免制度: (有)無																				
		①試験による特別奨学生制度: がんばる人を支援するために「試験による特別奨学生制度」を実施しています。この制度は、大原独自の特別奨学生試験の結果に応じて入学金・授業料の全額または一部を免除するものです。																			
		②資格・クラブ活動による特別奨学生制度: がんばる人を支援するために「資格・クラブ活動による特別奨学生制度」を実施しています。この制度は、大原学園入学時まで取得した資格や成績を一定のランクに認定し、そのランクに応じて入学金・授業料の全額または一部を免除するものです。																			
		■専門実践教育訓練給付: 給付対象・非給付対象																			
第三者による学校評価	■民間の評価機関等から第三者評価: (有)無																				
当該学科のホームページURL	https://kumamoto.o-hara.ac/																				

1.「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

- ①厚生労働大臣介護福祉士養成施設として、法令で定められた教育課程並びに外部実習又は就職先である老人、障害者施設等と連携して教育課程の編成を行うことにより、専門的かつ実践的な知識・技術を修得した即戦力となる人材を育成する。
- ②介護福祉士養成における各領域「人間の理解」、「介護」、「こころとからだのしくみ」、「医療的ケア」の教育内容に関して、教育課程編成委員会を通じて常に業界の最新の情報を反映させる。
- ③上記①、②により編成された授業科目、内容が実践習得されているかどうか、教育課程編成委員による実践的視点で評価を受け、課題を浮き彫りにする事で、教育の質の確保ならびに更なる教育の質向上に活用する。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け
※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

- ①位置づけについて
教務部(課)の上位に教育課程編成委員会を設置し、企業等からの提言を参考にして本校の教育課程編成について協議策定するための機関として位置づける。また、委員会での協議結果は大原学園教育本部に提出し、大原学園全校の教育課程編成にも活用していく。
- ②意思決定の過程について
(ア)学科の目的に基づき予め学内において現状の課題等を明確にした上で、教育課程編成委員会に提言を求める。
(イ)委員会では企業等からの意見を参考に次年度以降の教育課程編成に関する改善案を策定する。
(ウ)委員会での協議内容は学園教育本部に提出し、学園全校の教育課程編成にも活用していく。
(エ)教育課程編成委員に教育現場の責任者である校長、教務部長が参加することで、企業等の委員から提示された課題、改善提案を速やかに次年度以降の教育課程(授業科目、内容、手法)の編成に反映させることができる。

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

平成31年4月1日現在

名前	所属	任期	種別
石本 淳也	一般社団法人熊本県介護福祉士会 会長	平成30年4月1日～ 令和2年3月31日(2年)	①
平尾 浩志	社会福祉法人青照会 グッドライフ熊本駅前施設長	平成30年4月1日～ 令和2年3月31日(2年)	③
三好 康弘	大原保育医療福祉専門学校熊本校 校長	-	
柳川 進	大原保育医療福祉専門学校熊本校 教務部長代理	-	
鳴海 清志郎	大原保育医療福祉専門学校熊本校 教務部次長	-	
芦川 佐智子	大原保育医療福祉専門学校熊本校 教務課長補佐	-	
橋本 晃	大原保育医療福祉専門学校熊本校 専任教員	-	

※委員の種別の欄には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。

- ①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)
- ②学会や学術機関等の有識者
- ③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(年間の開催数及び開催時期)

年2回(8月、12月)

(開催日時(実績))

第1回 令和元年8月6日(火) 14:00～15:00

第2回 令和元年12月11日(水) 10:00～11:00

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

※カリキュラムの改善案や今後の検討課題等を具体的に明記。

令和元年8月6日、第1回教育課程編成委員会開催。介護実習前指導について、「困難事例、苦情事例における予防策の指導」「学生のメンタル面を考慮した施設選択」「外国人留学生を視野に入れた指導の充実」の情報提供いただく。

(1)教育課程変更計画

①.(短期計画)

a)利用者(家族)対応力を向上させるための学校生活の過ごし方について

■ボランティア等を通じて現場職員の対応力を積極的に経験させる。

■施設見学・ゲストスピーカーにより学生への刺激を与える。

授業科目:インターンシップⅠ、介護総合演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ

熊本県社会福祉協議会主催による出前講座の実施(令和1年6月6日)

介護福祉士業務の把握・就職への動機づけとして、社会福祉法人見学の実施(令和1年7月4日)

b)昨今の介護現場にて発生した事象等について

授業科目:介護の基本Ⅳ、介護総合演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ

全国老協が出している事象事例、熊本県が出している保育、障害者、高齢者の苦情を参考に授業を実施する。

②.(中・長期計画)

c)外国人就労者への理解と状況について

■介護福祉士会、介護養成施設協会等と連携を図る。

外国人労働者の状況、特に外国人のバックグラウンドの情報を、受け入れる施設側がきちんと把握する必要がある。養成校は、既に外国人を受け入れている学校との情報共有を図る。

2.「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習(以下「実習・演習等」という。)の授業を行っていること。」関係

(1)実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

①介護福祉士養成における実習・演習は、法令で定められた教育内容、施設での実施を基本としながら、老人、障害者施設等との連携の下、現場で求められる知識・技術を考慮して、実習・演習の組立を行う。

②老人、障害者施設等との連携による実習・演習を通じて学生のより実践的な知識・思考・技術の修得と、社会人としての意識改革を実現する。

③老人、障害者施設等から実習・演習の授業内容、手法に関して具体的な助言を仰ぎ、学生の知識・技術の修得状況に対して実践で生かせるレベルか否かを老人、障害者施設等の実務の視点から評価を仰ぐ。

(2)実習・演習等における企業等との連携内容

※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記

老人、障害者施設等に介護実習受け入れ依頼を行い、介護実習受け入れ承諾書を頂戴するとともに、打合せを行い、下記の4点について連携している。

① 実習実施前に、授業科目担当者と実習指導者による、実習授業内容及び実習授業評価ポイントの確認

② 施設内の各部署の見学、実習の実施

③ 学生の実習状況の確認及び実習指導者との情報交換のため、授業担当教員による週1回の施設訪問

④ 実習終了時の学生の学修成果の評価

(3)具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科目名	科目概要	連携企業等
介護実習Ⅰ	1段階実習では、コミュニケーションの比較的とりやすい利用者を受け持ち、利用者との人間的なふれあいを通じて、利用者の需要と介護の機能、並びに施設職員の一般的な役割について学ぶ。初歩的な日常生活活動を、指導者の指導を受け援助する。1週間の内1回以上をケースカンファレンスの時間にあてることとする。	介護老人保健施設おつかの郷、特別養護老人ホーム桜の丘、介護老人保健施設白藤苑、グッドライフ熊本駅前、介護老人保健施設新生苑 総数:5施設
介護実習Ⅱ	2段階実習では、重度生活障害を有する障害者又は老人の施設を実習施設とし、障害レベルに応じて求められる介護技術の適正な使い方について学ぶ。また、医療・看護との関連で独自の判断で行ってはならない仕事と連携の方法について学ぶ。ケースカンファレンスを通し、利用者の介護ニーズに対応する方法について学ぶ。	特別養護老人ホームたいめい苑、グッドライフ熊本駅前、特別養護老人ホーム三和荘 総数:3施設
介護実習Ⅲ	3段階実習では、施設運営プログラムに参加し、サービス全般について理解すると同時に個別の介護過程の展開、記録の方法について学び、チームの一員として介護を遂行できるよう取り組む(現任準備教育)。さまざまなプログラムに参加し、利用者の24時間を通じての生活の把握、介護福祉士としての役割を学ぶ。	特別養護老人ホーム菊香園、特別養護老人ホームひろやす荘、特別養護老人ホームグッドライフ熊本駅前、介護老人保健施設ケアセンター赤とんぼ、特別養護老人ホームこぼり苑、介護老人保健施設田迎ケアセンター 総数:6施設

3.「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

(1) 推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針

専門的かつ実践的な知識・技能を有し即戦力となる人材を育成するためには、教員一人ひとりが常に実務に関する最新の知識を持ち、指導スキルを身につけなければならない。「大原学園 教職員研修規定」の目的に定めるとおり、教職員が専攻分野に関する知識・技能・企画力・判断力等を高めるための環境を整備し、所属長の指示または本人の意志により、公平に研修等を受講する機会を与えるものとする。校内、校外において学園が企画する研修は下記のとおり。

- ①教育課程編成委員会に参画する企業等から講師を招いた実践的な知識・指導スキル研修
- ②大学教授等専門分野に特化した講師を招いた研修会の実施
- ③学内に設置される附帯教育講座を利用した自己啓発

(2) 研修等の実績

①専攻分野における実務に関する研修等

研修名「公益財団法人日本介護福祉士会 第25回全国大会・第16回日本介護学会inくまもと」

(連携企業等:公益財団法人日本介護福祉士会・日本介護学会・一般社団法人熊本県介護福祉士会)

期間:平成30年11月2日(金)・3(土)

対象:介護福祉学科担当教員

内容:基調講演や分科会等の各種プログラムを通じて、介護現場の現状や介護職員として必要な人材を育成するための知識を学ぶことができる。

②指導力の修得・向上のための研修等

研修名「教員指導力研修会」(連携企業等:美乃教育研究所)

期間:平成30年12月21日(金)

対象:介護福祉学科学科担当教員

内容:この研修により、多様化する個人の思考や社会で必要とされるコミュニケーション力とは何なのかについて理解を深め、長所伸展における学生指導について学ぶことができた。また、どのように指導を行えば効果が見られるのかを、教員の実体験を元に共有することが出来た。

(3) 研修等の計画

①専攻分野における実務に関する研修等

研修名「対象者に合わせたレク財の展開」(連携企業等:熊本県レクリエーション協会)

期間:令和元年8月24日(土)

対象:介護福祉学科担当教員

内容:超高齢社会において、介護福祉士の役割は重要である。地域の中で過ごす認知症高齢者や施設の利用者など、住む場所は様々であり対象者の生活様式や価値観、文化が違えば余暇にたいする考え方も変わってくる。私たちは、介護福祉士が専門性を持って利用者に関わり、幸せを感じてもらうことを目的としている。今後、個々に応じたレクリエーション援助を学生が実践できるよう指導を行うことが必要である。

②指導力の修得・向上のための研修等

研修名「教員指導力研修会」(連携企業等:美乃教育研究所)

期間:令和元年12月23日(月)

対象:介護福祉学科担当教員

内容:学生指導や保護者面談等、授業以外の業務で教員のコミュニケーション能力が問われる現状を踏まえ、教員のコミュニケーション能力向上を目的とした研修を実施する。研修では、人間関係形成のポイントやその為の言葉づかいの基本を学んでいく。具体的には、一つの対応事例をもとに研修に参加している教員が、教員、学生、保護者役に分かれて、ロールプレイを行いながら進めていく。

4.「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1) 学校関係者評価の基本方針

当校の教育理念は、学生に対して資格取得教育、実務教育を施し、人格の陶冶を行いもって有為な産業人を育成することである。この教育理念に基づき実践的な教育が実現出来ているか、また、その教育を実現するために必要な環境が整っているかについて、学校関係者評価委員を設置して下記に示す評価項目から評価する。評価結果については、学校長を通じて即座に次年度の学校運営に反映させる。

(2)「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1) 教育理念・目標	①理念・目的・育成人物像は定められているか。 ②学校の特色はなにか。 ③学校の将来構想を抱いているか。
(2) 学校運営	①運営方針は定められているか。 ②事業計画は定められているか。 ③運営組織や意思決定機能は効率的なものになっているか。 ④人事や賃金での処遇に関する制度は整備されているか。 ⑤意思決定システムは確立されているか。 ⑥情報システム化等による業務の効率化が図られているか。
(3) 教育活動	①各学科の教育目標、育成人材像は、その学科に対応する業界の人材ニーズに向けて正しく方向づけられているか。 ②修業年限に対応した教育到達レベルは明確にされているか。 ③カリキュラムは体系的に編成されているか。 ④学科の各科目は、カリキュラムの中で適正な位置づけをされているか。 ⑤キャリア教育の視点に立ったカリキュラムや教育方法などが実施されているか。 ⑥授業評価の実施・評価体制はあるか。 ⑦育成目標に向け授業を行う事ができる要件を整えた教員を確保しているか。 ⑧成績評価・単位認定の基準は明確になっているか。 ⑨資格取得の指導体制はあるか。
(4) 学修成果	①就職率(卒業者就職率・求職者就職率・専門就職率)の向上が図られているか。 ②資格取得率の向上が図られているか。 ③退学率の低減が図られているか。 ④卒業生・在校生の社会的な活躍及び評価を把握しているか。
(5) 学生支援	①就職に対する体制は整備されているか。 ②学生相談に関する体制は整備されているか。 ③学生の経済的側面に対する支援体制は整備されているか。 ④学生の健康管理を担う組織体制はあるか。 ⑤課外活動に対する支援体制は整備されているか。 ⑥学生寮等、学生の生活環境への支援は行われているか。 ⑦保護者と適切に連携しているか。 ⑧卒業生への支援体制はあるか。
(6) 教育環境	①施設・設備は、教育上の必要性に十分対応できるように整備されているか。 ②学外実習、インターンシップ、海外研修等について十分な教育体制を整備しているか。 ③防災に対する体制は整備されているか。
(7) 学生の受入れ募集	①学生募集活動は、適正に行われているか。 ②学生募集活動において、教育成果は正確に伝えられているか。 ③入学選考は適正かつ公平な基準に基づき行われているか。 ④学納金は妥当なものとなっているか。

(8)財務	①中長期的に学校の財政基盤は安定しているといえるか。 ②予算・収支計画は有効かつ妥当なものとなっているか。 ③財務について会計監査が適正に行われているか。 ④財務情報公開の体制整備はできているか。
(9)法令等の遵守	①法令、設置基準等の遵守と適正な運営がなされているか。 ②個人情報に関し、その保護のための対策がとられているか。 ③自己点検・自己評価の実施と問題点の改善に努めているか。 ④自己点検・自己評価結果の公開はしているか。
(10)社会貢献・地域貢献	①学校の教育資源や施設を活用した社会貢献を行っているか。 ②学生のボランティア活動を奨励、支援しているか。
(11)国際交流	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)学校関係者評価結果の活用状況

令和元年8月6日に学校関係者評価委員会にて、中途退学者を減らすための方法について検討がされた。この中で、学生相談の体制について、担任・責任者などの学校関係者のみで相談対応を行うのではなく、スクールカウンセラーの配置を検討してはどうかとの意見が出された。スクールカウンセラーについては、今後、導入の可否についても検討する予定である。

また、卒業生より、在学中は勉強している内容がどのように将来役に立つのかわからず、とにかく大変という思いしかなかったが、就職後に非常に役にたっているという現状報告があった。このため、学習意欲の低下が原因の退学者を減らすためにも、卒業生講演を導入してはどうかとの意見が出された。介護福祉学科では、今年度卒業生による講演を2回実施した。実際の介護現場で勤務した率直な感想と在校生に向けたアドバイスを受け、福祉施設の種別や企業選択に学生が意欲的に取り組むようになった。次年度以降も継続的に実施していくこととする。

(4)学校関係者評価委員会の全委員の名簿

平成31年4月1日現在

名 前	所 属	任 期	種 別
塚本 美津代	社会福祉法人 福芳会 理事長	令和元年4月1日～ 令和2年3月31日(1年)	企業等委員
福嶋 義信	熊本県保育協会 理事長	令和元年5月1日～ 令和2年3月31日(1年)	企業等委員
石本 淳也	一般社団法人熊本県介護福祉士会 会長	平成30年4月1日～ 令和2年3月31日(2年)	企業等委員
有働 功一	熊本診療情報管理懇話会 副会長	平成30年4月1日～ 令和2年3月31日(2年)	企業等委員
春田 裕子	社会福祉法人福芳会 こうのとり保育園 園長	平成30年4月1日～ 令和2年3月31日(2年)	企業等委員
平尾 浩志	社会福祉法人青照会 グッドライフ熊本駅前 施設長	平成30年4月1日～ 令和2年3月31日(2年)	企業等委員
出利葉 勝久	医療法人社団岡山会 九州記念病院 医事課課長	平成30年4月1日～ 令和2年3月31日(2年)	企業等委員
垂水 治樹	社会福祉法人恩賜財団 済生会熊本病院 医療秘書室室長代行	平成31年4月1日～ 令和2年3月31日(1年)	企業等委員
田川 侑希	医療法人社団愛育会 福田病院	平成31年4月1日～ 令和2年3月31日(1年)	卒業生

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(例)企業等委員、PTA、卒業生等

(5)学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

(ホームページ・広報誌等の刊行物・その他())

URL:<https://www.o-hara.ac.jp/about/hyoka/>

公表時期:令和元年9月30日

5.「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1) 企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

- ① 実践的な職業教育における成果を広く周知することにより、入学希望者の適切な学習機会選択に資すること。そのために、学校関係者評価結果も含めて教育活動の状況や課題など学校全体に関する情報を分かりやすく示すこと。
 ② また、上記①により企業等との連携による教育活動改善を活発にし、社会全体の信頼に繋げていくこと。
 ③ 情報の公表を通じて学校の教育の質の確保と向上を図ることを目的とする。

(2) 「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1) 学校の概要、目標及び計画	①概要 ②教育方針 ③沿革
(2) 各学科等の教育	①入学定員 ②受入方針 ③カリキュラム ④進級、卒業要件等 ⑤専門士の称号付与 ⑥目標とする国家試験、検定試験等 ⑦主たる国家試験、検定試験等の合格実績 ⑧卒業生の進路
(3) 教職員	①教職員数 ②教職員の専門性
(4) キャリア教育・実践的職業教育	①キャリア教育 ②実習・実技等 ③就職支援等
(5) 様々な教育活動・教育環境	①学校行事 ②課外活動
(6) 学生の生活支援	①完全担任制 ②就職教育
(7) 学生納付金・修学支援	①学生納付金 ②奨学金、学費減免等
(8) 学校の財務	学園の財務状況公開
(9) 学校評価	学校関係者評価結果
(10) 国際連携の状況	—
(11) その他	—

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 情報提供方法

(ホームページ・ 広報誌等の刊行物 ・ その他())

URL:<https://www.o-hara.ac.jp/about/hyoka/>

授業科目等の概要

(教育・社会福祉専門課程介護福祉学科) 令和 1 年度															
分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業時数	単位数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
必修	選択必修	自由選択						講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任	
○			人間の理解Ⅰ	「人間の尊厳」を理解するためには、「尊厳」の内容を具現化することが必要であり、具体化していく過程を通して、介護を受ける人の尊厳を守ることの意義や、配慮すべきことを同じ人として理解する。そのためには、自立・自律像の多面的理解を促し、自立・自律した生活を支える必要性や生活モデルを基盤とした生活支援の必要性について、具体的な事例を取り上げ展開する。	1前	30		○			○	○			
○			人間の理解Ⅱ	コミュニケーションの意義を学習し、コミュニケーション能力の基盤をなす情報の受け渡しには様々な方法があることを理解し、適切な受け渡し方法を選びとることができる力を養う。また、「対話をする」、「意思の疎通を図る」、「説明責任がある」ということをふまえて、基礎的なコミュニケーション能力について学習する。	1前	30		○			○	○			
○			社会の理解	個人、家族、近隣、社会、の単位で人間を捉える視点を養い、人間の生活と社会の関わりや、自助から公助に至る過程について学ぶ。また、社会保障の基本的な考え方、歴史と変遷、仕組みについて学ぶ。また、介護保険・障害者自立支援制度や、個人情報保護や成年後見制度等の基礎的知識を学ぶ。	1前	60		○			○	○			
○			レクリエーション概論	レクリエーションの発展過程を見据えながら目標と理念、レクリエーションの展開方法などを学ぶ。また、高齢者や障害者に対するレクリエーションの与える影響などを踏まえたうえで、生きがい支援やリハビリテーションとしてのレクリエーション計画・実施・評価の方法や安全管理について学ぶ。	2後	30		○			○		○		
○			レクリエーション指導法	ホスピタリティトレーニングやアイスブレイキングとは何かを理解して、コミュニケーション能力と促進方法を身につける。また、目的にあわせたアクティビティを選択、展開、引き出し方法と活用、更に、対象にあわせたアレンジ方法も学ぶ。学習した内容をもとにアクティビティ体験と指導体験にて、実践力を学ぶ。	2後	40			○		○			○	
○			社会常識	社会人としての心構えをはじめ、個人または集団での仕事の進め方、報告連絡相談の必要性を理解する。また、先輩や上司、利用者など、他者への言葉遣いや立ち振る舞い、接遇力を演習を通して、実践力を学ぶ。	2後	30			○		○		○		
○			情報科学演習	既存のソフトウェアを使用し、各種データ集計や統計処理について学び、そのデータを社内外へ報告するための技法（資料作成方法）について学ぶ。	2後	30			○		○		○		

○		人間と社会の総合	介護を実践するための基盤となる教養や倫理的態度の涵養に資する「人間と社会」の総合的な学習。これまで学習した知識・技術、介護実習にて得た現場経験を基に、介護福祉士として必要な資質を総まとめする。	2後	30		○			○								
	○	人間と社会特論Ⅰ	「人間」の理解を基礎として、人間としての尊厳の保持と自立・自律した生活を支える必要性について理解し、介護場面における倫理的課題について対応できるための能力を養う学習とする。	1前	30		○			○								
	○	人間と社会特論Ⅱ	介護実践のために必要な人間の理解や、他者への情報の伝達に必要な、コミュニケーション能力を養うための学習とする。	2前	30		○			○								
	○	福祉実務	介護保険制度の基礎知識を理解することを目的とし、介護が必要な状態の段階を把握し、介護サービスを利用する際の費用の流れ、国、市町村などの関わりを学習する。	2前	30		○			○								
	○	手話	身体障害者（言語障害・聴覚障害）に応じた介護に関する知識を習得させる。 言語・聴覚障害者の理解とコミュニケーションの方法を学ぶ。 言語・聴覚障害者についての理解を深め、介護福祉士としての役割を学ぶ。	1後	30		○			○								
○		介護の基本Ⅰ	「尊厳の保持」「自立支援」という新しい介護の考え方を理解するとともに、「介護を必要とする人」を、生活の観点から捉えるための学習を行う。また、介護の歴史や介護問題の背景を把握し、介護を必要とする人の生活や環境について理解する。	1前	30		○			○								
○		介護の基本Ⅱ	「尊厳の保持」「自立支援」という新しい介護の考え方を理解するとともに、「介護を必要とする人」を、生活の観点から捉えるための学習を行う。また、ICFの考え方を生活の観点から捉え理解する。	1前	30		○			○								
○		介護の基本Ⅲ	「尊厳の保持」「自立支援」という新しい介護の考え方を理解するとともに、「介護を必要とする人」を、生活の観点から捉えるための学習を行う。また、尊厳を支える介護・介護従事者の倫理について理解する。	1前	30		○			○								
○		介護の基本Ⅳ	「尊厳の保持」「自立支援」という新しい介護の考え方を理解するとともに、「介護を必要とする人」を、生活の観点から捉えるための学習を行う。また、他職種連携・地域との連携・介護福祉士の役割について理解する。	1後	30		○			○								
○		介護の基本Ⅴ	「尊厳の保持」「自立支援」という新しい介護の考え方を理解するとともに、「介護を必要とする人」を、生活の観点から捉えるための学習を行う。また、介護サービスの概要及び特性について理解を深める。	1後	30		○			○								
○		介護の基本Ⅵ	「尊厳の保持」「自立支援」という新しい介護の考え方を理解するとともに、「介護を必要とする人」を、生活の観点から捉えるための学習を行う。また、介護におけるリスクマネジメントについて理解する。	1後	30		○			○								

○		コミュニケーション技術Ⅰ	介護場面において適切な支援を行うためには、利用者や家族、他の専門職とのコミュニケーションが必要である。そのため、コミュニケーションの意義と目的を理解し、具体的な技法の習得を目指す。	1前	30		○		○	○								
○		コミュニケーション技術Ⅱ	利用者や家族、他の専門職とのコミュニケーションの意義と目的を理解し、具体的な技法の習得を学ぶ。また、介護におけるチームコミュニケーションのあり方について理解し、チームの一員としてのコミュニケーションの方法を学ぶ。	2前	30		○		○	○								
○		生活支援技術の基本	自立支援に向けた実践方法について学ぶ。そのための生活を理解し、個性を尊重し、幅広い生活上の援助を行うための方法を理解する。また、ICFの視点に基づいた介護方法についても学ぶ。	1前	60				○	○	○							
○		福祉住環境Ⅰ	自立支援に向けた実践方法について学ぶ。そのための生活を理解し、個性を尊重し、幅広い生活上の援助を行うための方法を学ぶ。また、安全で心地よい生活の場づくりについて学ぶ。	2後	30		○		○	○								
	○	福祉住環境Ⅱ	介護福祉士の職能の一つとして、日常生活活動の支援がある。環境因子である居住環境を改善することで、対象者の生活機能の維持・向上を図る事が出来る。居住環境の改善に関連する制度や施策、関連する職能との連携および居住環境改善を行う為の基礎知識を学ぶ。	2前	30		○		○	○								
	○	福祉用具の理解	高齢者に応じた介護に対する知識の習得と、個々の条件に応じた介護知識・技術の習得（具体的技術の習得） 各種福祉機器・用具について理解するとともに、その使用方法・介助方法を習得する。	1前	30		○		○	○								
○		家事介護	自立支援に向けた実践方法について学ぶ。そのための生活を理解し、個性を尊重し、幅広い生活上の援助を行うための方法を学ぶ。また、調理、洗濯、掃除、裁縫、買い物といった、自立に向けた家事の介助の技法について学ぶ。	2前	30				○	○								○
○		日常生活介護Ⅰ	自立支援に向けた実践方法について学ぶ。そのための生活を理解し、個性を尊重し、幅広い生活上の援助を行うための方法を学ぶ。また、身じたくに関する利用者のアセスメント方法や、介助の技法と留意点について学ぶ。	1前	30				○	○								○
○		日常生活介護Ⅱ	自立支援に向けた実践方法について学ぶ。そのための生活を理解し、個性を尊重し、幅広い生活上の援助を行うための方法を学ぶ。また、移動に関する利用者のアセスメント方法や、安全で気兼ねなく動けることを支えるための介助の技法、利用者の状態・状況に応じた介助の技法と留意点について学ぶ。	1前	30				○	○								○
○		日常生活介護Ⅲ	自立支援に向けた実践方法について学ぶ。そのための生活を理解し、個性を尊重し、幅広い生活上の援助を行うための方法を学ぶ。また、食事に関する利用者のアセスメント方法や、おいしく食べることを支える介護の工夫や、利用者の状態・状況に応じた介助の技法と留意点について学ぶ。	2前	30				○	○								○

○		日常生活介護Ⅳ	自立支援に向けた実践方法について学ぶ。そのための生活を理解し、個性を尊重し、幅広い生活上の援助を行うための方法を学ぶ。また、排泄に関する利用者のアセスメント方法や、安全・的確な排泄の介助の技法、利用者の状態・状況に応じた介助の技法と留意点について学ぶ。	1後	30				○	○	○							
○		日常生活介護Ⅴ	自立支援に向けた実践方法について学ぶ。そのための生活を理解し、個性を尊重し、幅広い生活上の援助を行うための方法を理解する。また、睡眠に関する利用者のアセスメント方法や、安眠を促すための介助の技法、利用者の状態・状況に応じた介助の技法と留意点について学ぶ。	2前	30				○	○	○							
○		利用者の状態・状況に応じた介護技術	自立支援に向けた実践方法について学ぶ。そのための生活を理解し、個性を尊重し、幅広い生活上の援助を行うための方法を学ぶ。また、移動に関する利用者のアセスメント方法や、安全で気兼ねなく動けることを支えるための介助の技法、利用者の状態・状況に応じた介助の技法と留意点について学ぶ。	2前	30				○	○	○							
	○	認知症利用者の生活支援	認知症の症状や行動障害について理解し、また、医学的側面からの治療やケアのポイント学ぶ。コミュニケーションの基本と手法、アクティビティ実践、地域の社会資源等しくみやサービスの活用法学ぶ。	1後	30				○	○	○							
○		介護過程Ⅰ	他の科目で学習した知識や技術を統合して、介護過程を展開し、介護計画を立案し、適切な介護サービスの提供ができる能力を養う学習とする。	1後	30				○	○	○							
○		介護過程Ⅱ	他の科目で学習した知識や技術を統合して、介護過程を展開し、介護計画を立案し、適切な介護サービスの提供ができる能力を養う学習とする。また、質の高いサービスを提供するためには、その意義、目的、目標を明確にして計画を立てる必要があることを学ぶ。	2前	60				○	○	○							
○		介護過程Ⅲ	介護過程の展開方法を学習し、理解することは、利用者に対する質の高いサービス提供につながるため、質の高いサービスを提供するためには、その意義、目的、目標を明確にして計画をする必要がある。また、その計画を実践し、評価することも大切である。その他に、情報共有や多職種との連携も重要であり、これらの技法について学ぶ。	2前	60				○	○	○							
○		介護総合演習Ⅰ	実習の教育効果を上げるため、介護実習前の介護技術の確認や施設等のオリエンテーション、実習後の事例報告会または実習期間中に学生が養成施設等において学習する日を計画的に設けるなど、実習に必要な知識や技術、介護過程の展開の能力等について、個別の学習到達状況に応じた総合的な学習とする。	1後	40				○	○	○							
○		介護総合演習Ⅱ	介護総合演習については、実習と組み合わせての学習とする。介護実習に向けての構え、予備知識、動機づけ等の準備を行い介護実習中には実践力を身につけることができるようにし、実習後は十分な振り返りを行うことでより効果的な介護実習を行えるようにする。	1後	40				○	○	○							

○		介護総合演習Ⅲ	居宅・通所・入所等の介護施設の概要と利用者の生活像と、介護福祉士の役割を理解でき、基本的コミュニケーション方法やマナー、記録の取り方等を習得する。また、学習のイメージを膨らませ、自身の目標や学習課題を言語化・明確化できるようになる。	2 前	40			○		○		○						
○		介護実習Ⅰ	1段階実習では、コミュニケーションの比較的とりやすい利用者を受け持ち、利用者との人間的なふれあいを通じて、利用者の需要と介護の機能、並びに施設職員の一般的な役割について学ぶ。初歩的な日常生活活動を指導者の指導を受け援助する。1週間の内1回以上をケースカンファレンスの時間にあてることとする。	1 後	120					○		○	○					○
○		介護実習Ⅱ	2段階実習では、重度生活障害を有する障害者又は老人の施設を実習施設とし障害レベルに応じて求められる介護技術の適正な用い方について学ぶ。また、医療・看護との関連で独自の判断で行ってはならない仕事と連携の方法について学ぶ。ケースカンファレンスを通し利用者の介護ニーズに対応する方法について学ぶ。	1 後	160					○		○	○					○
○		介護実習Ⅲ	3段階実習では、施設運営プログラムに参加しサービス全般について理解すると同時に個別の介護過程の展開、記録の方法について学び、チームの一員として介護を遂行できるよう取り組む(現任準備教育)。さまざまなプログラムに参加し利用者の24時間を通じての生活の把握、介護福祉士としての役割を学ぶ。	2 後	176					○		○	○					○
○		介護の総合	介護を実践するための基盤となる教養や倫理的態度の涵養に資する「介護」の総合的な学習。これまで学習した知識・技術、介護実習にて得た現場経験を基に、介護福祉士として必要な資質を総まとめする。	2 後	90					○		○		○				
	○	介護特論Ⅰ	介護を実践するための基盤となる教養や倫理的態度の涵養に資する「介護の基本Ⅰ・Ⅱ、生活支援技術の基本」の総合的な学習。これまで学習した知識・技術にて得た知識を基に、介護福祉士として必要な資質を総まとめする。	1 前	30					○			○					
	○	介護特論Ⅱ	介護を実践するための基盤となる教養や倫理的態度の涵養に資する「介護の基本Ⅲ・Ⅳ・日常生活介護Ⅰ・Ⅱ」の総合的な学習。これまで学習した知識・技術にて得た知識を基に、介護福祉士として必要な資質を総まとめする。	1 前	30					○			○					
	○	介護特論Ⅲ	介護を実践するための基盤となる教養や倫理的態度の涵養に資する「介護の基本Ⅴ・Ⅵ・日常生活介護Ⅳ」の総合的な学習。これまで学習した知識・技術にて得た知識を基に、介護福祉士として必要な資質を総まとめする。	1 後	30					○			○					
	○	介護特論Ⅳ	介護を実践するための基盤となる教養や倫理的態度の涵養に資する「日常生活介護Ⅲ・Ⅴ・利用者の状態・状況に応じた介護技術」の総合的な学習。これまで学習した知識・技術にて得た知識を基に、介護福祉士として必要な資質を総まとめする。	2 前	30					○			○					
	○	介護実践Ⅰ	企業や施設等での研修を通じて、礼儀・マナーなど社会人として組織に参加・貢献する経験を積み、学校生活やアルバイトでは得ることのできないことを学ぶ。	1 前	30					○			○	○				○

○		こころとからだのしくみの総合	介護を実践するための基盤となる教養や倫理的態度の涵養に資する「こころとからだのしくみ」の総合的な学習。これまで学習した知識・技術、介護実習にて得た現場経験を基に、介護福祉士として必要な資質を総まとめする。	2後	30	○	○	○							
	○	こころとからだのしくみ特論Ⅰ	介護を実践するための基盤となる教養や倫理的態度の涵養に資する「こころとからだのしくみⅠ～Ⅲ、認知症の理解」の総合的な学習。これまで学習した知識・技術にて得た知識を基に、介護福祉士として必要な資質を総まとめする。	1後	30	○	○	○							
	○	こころとからだのしくみ特論Ⅱ	介護を実践するための基盤となる教養や倫理的態度の涵養に資する「こころとからだのしくみⅣ、障害の理解、発達と老化の理解」の総合的な学習。これまで学習した知識・技術にて得た知識を基に、介護福祉士として必要な資質を総まとめする。	2前	30	○	○	○							
	○	リハビリテーションの基礎	リハビリとは何か。リハビリ室で行われる事だけがリハビリではなく、日常生活の中に気づかない内に取り込まれている。基礎知識、リハビリテーションを行う技術を学び、毎日の生活の行動の中にどのようなリハビリがあるかを知る。	1後	30	○	○	○							
○		医療的ケア	医療職との連携のもとで医療的ケア（喀痰吸引・経管栄養）を安全・適切に実施できるよう、必要な知識・技術を修得する。	2前	78	○	△	○	○						
合計			62科目	2,584単位時間(単位)											
卒業要件及び履修方法						授業期間等									
(授業)						1学年の学期区分			2期						
						1学期の授業期間			20週						
<p>1. 授業科目の履修において、(卒業)の規定を満たさない者には補講授業を行う事がある。なお、補講授業は授業科目の未出席授業を行い、授業科目の出席時間とすることができる。また、学年別授業科目の定めに関係なく、卒業までの間に行うこととする。</p> <p>2. 履修において、次に掲げる3項目に基づき認定する。</p> <p>(1) 授業科目ごとの出席率が基準を満たしている者 授業科目ごとの出席時間数が履修時間数の3分の2に満たない者、及び介護実習の出席時間数が履修時間数の5分の4に満たない者は、履修の認定を行わないこととする。</p> <p>(2) 授業科目ごとの学業成績で合格を修めた者</p> <p>(3) 実習先施設で実習要件を満たしたと評価された者</p>															
(試験)															
<p>1. 学業成績は、授業科目ごとに行う試験によってこれを定める。ただし、授業科目によっては、その他の方法で査定することができる。</p> <p>2. 試験には定期試験、追試験及び再試験等がある。追試験は、やむを得ない事故等により定期試験を受けなかった者に対して行い、再試験は、受験の結果、不合格となった者のためにこれを行う。</p> <p>3. 追試験及び再試験は、本校において必要と認めた場合に限りこれを行う。</p>															
(学業成績)															
<p>1. 学業成績の判定は、優、良、可、不可の4種をもって表し、次のとおりとする。</p> <p>(1) 優は80点以上、良は70点以上、可は60点以上、不可は59点以下とし、優、良、可を合格、不可は不合格とする。</p>															
(卒業)															
<p>1. 本校に在学し、2,044時間の授業時間数を履修し、かつその該当する所定の授業科目について合格に達して卒業資格を得た者には、卒業証書を授与する。</p>															